

◆最近のトラブル情報から① ～「いい話」にはご用心！～

『顔見知りになった夫婦から「いい話がある」と言われて話を聞いたところ、「スマートフォンを契約するだけで3万円の報酬を受け取れる。自分達も契約したから大丈夫」と言われた。夫婦との待ち合わせ場所には別の人物が来て、1日で6台のスマートフォンの契約に同行された。

契約後、スマートフォン6台を渡し、その報酬として18万円受け取ったが、やはり騙されたのだろうか。』(70代後半 女性)という相談が入りました。

通信事業者と契約をすると、月額利用料金と端末分割代金の請求書が来ます。また、解約して通信契約を止めても、端末代金の一括請求と解約料が請求されるので、被害回復は困難です。

「いい話」と言われても、すぐには行動せず、ご家族や周囲の方に相談しましょう。おかしいと思ったら、一人で悩まず大阪市消費者センターにご相談ください。



◆その契約は、「クーリング・オフ」できるかもしれません。

「クーリング・オフ」とは、いったん契約した場合でも、一定期間内であれば消費者が無条件で契約の解除が出来る制度です。クーリング・オフすると、契約は初めからなかったことになり、受け取った商品の返還も事業者の負担で行われます。サービスを受けていた場合でも対価を支払う必要がなく、損害賠償や違約金を支払う必要もありません。また、支払ったお金も返金されます。

はがきは必ず郵便窓口から特定記録郵便で出しましょう。クーリング・オフは期間内に送付した時点で契約が解除されます(発信主義)。

クレジット契約した場合は、必ず信販会社と販売会社の両方に同時に出しましょう。

はがきを出した証拠として、契約書、郵便局の受領証、はがきの両面コピーを保管しておきましょう。

支払ったお金を返してもらったら、受け取った商品は事業者負担(着払い)で返しましょう。

※クーリング・オフできない場合があります。詳しくは[消費生活安心ガイド\(経済産業省\)](#)のホームページをご覧ください。

事業者が返金に応じない、または頻繁に電話をかけてくるなど困ったときは、大阪市消費者センターに相談しましょう。

はがきの記載例	
表面	裏面
<p>切手 □□□□□□</p> <p>販売会社住所</p> <p>販売会社名 代表者様</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">特定記録郵便</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>商品名 ○〇〇〇</p> <p>契約金額 ○〇〇,〇〇〇円</p> <p>販売会社 ○〇〇</p> <p>担当者 ○〇〇〇</p> <p>上記日付の契約は解除します。</p> <p>なお、支払い済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>契約者</p> <p>住所 ○〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>氏名 ○〇〇</p>

(くらしずとvol.79号にも掲載しています。)

◆大阪市消費者センター(住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

・消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)



メインキャラクター／エルちゃん